



うえの事務所通信

大分日が長くなってきましたが、再びの寒波到来で風の強い日が続いております。皆様ご体調を崩されておられませんでしょうか。

上野は、ここのところ果物と野菜の摂取、睡眠、運動に気を遣っているせいか体調がすぶる良いです。質の高い仕事をする大前提は健康と筋力だと思っておりますので、体調管理には最大限気を遣っていきたく思っております。

.....

会社側を震撼させたサカイ引越センター事件判決にどう対処するか？

ネットニュースなどでも取り上げられましたので、ご存知の方もいるかもしれませんが、昨年5月15日にサカイ引越センター事件東京高裁判決というものが出ています。そもそも賃金の中で歩合給は、「出来高払制」というものにあたり、他の賃金より残業代を著しく低く計算ができ、多くの運送会社は賃金にこの歩合給を入れ、残業代が高くなりすぎないようにしてきました。

むしろ「出来高払制」の残業代が低くなるという特性を利用しないとトラックドライバーの残業代は高くなりすぎてしまうので、歩合給なしでは運送会社の賃金設計は成り立たないとすら言えました。

しかし、前記の判例は、トラックドライバーの歩合給は「出来高払制」には該当せず、トラックドライバーの歩合給について残業代を低く計算することは許されないとしたのです。

この判例は運送業者や使用者側労務を手がけている士業の間では大問題の判例です。

実際に弊所でも現在数件の会社側での残業代請求事件を手掛けておりますところ、これらの裁判がこの判例のせいで苦戦を強いられています。とはいえ、サカイ引越センター事件とは異なる判断をした高裁判決がありますし、大体サカイ引越センター事件自体最高裁に上告という異議申立を現在されているところです。使用者側労務に特化した弁護士団体でも本年3月にサカイ引越センター事件について研究会を行う予定です。その研究会の結果はまた皆様に何らかの形でご報告させていただきます。

・・・編集後記・・・

By 事務員 A・F

先日、ちょっとした用があり博多で一泊しました。翌日昼の飛行機で帰る予定だったので、午前中何かできないかなと思案していたところ、友人から「太宰府天満宮に行ってみたら？」と勧められました。

令和9年は菅原道真公の没後1125年にあたるこのことで、124年ぶりに本殿を大改修しているそうです。期間は令和5年5月から約3年で、改修中は「仮殿」というものが設置されているという話でした。

「期間限定」の文字に減法弱い私は、せっかく博多まで来たのだからと、早起きして太宰府天満宮まで足を運んできました。

雨上がりの朝の澄んだ空気の中で見る仮殿はとても美しく、3年で取り壊されてしまうのはもったいないなあと思ったのですが、期限があるからより美しく見えるんでしょうね。

宮内や隣接する九州国立博物館あたりを散策しつつ、参道のお店が開くのを待って念願の出来立て梅が枝餅をばくり。出来立てはまた格別のおいしさでした。そんなこんなで天満宮を満喫したあとに駅に戻るため参道を歩いていると、お相撲さんが自転車に乗って走っていきました。

なんでお相撲さん……？ と帰りの道中調べたところ、伊勢ヶ濱部屋の九州場所での宿舎が大宰府にあると知ってなるほどなあ。

